平成２６年（フ）第５９９号
埼玉県狭山市大字東三ツ木40番地の１　カーサカリートＡ―410
債務者　川口　康弘
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第６１３号
埼玉県川越市大字増形536番地１
債務者　前田　純二
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第３８３号
静岡県三島市多呂146番地の９
債務者　土屋　範勝
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第４８０号
兵庫県尼崎市富松町４―19―29、住民票上の住所奈良県奈良市学園中５丁目706番地の11フローレスタ学園前312号
債務者　松島　伸岳
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６１３号
兵庫県尼崎市道意町１丁目43番地の２　304号
債務者　泉川　太郎
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５１号
兵庫県西宮市今津真砂町１番13―516号、前住所兵庫県西宮市甲子園洲鳥町１番12―203号
債務者　村上　大一
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６５８号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目14番12号
債務者　近藤　秀行
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６０号
徳島県阿波市土成町吉田字川久保77番地、旧住所香川県綾歌郡宇多津町浜二番丁19番地３サンプラザベビードール303
債務者　組橋　由加
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７２号
徳島県徳島市南蔵本町２丁目22番地の11　山田ハイツ201号室
債務者　村田貴美江
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第６１９号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目19番10号
債務者　白石　妙子
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第６３０号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目14番31号　緑ケ丘ハイツ201号
債務者　佐藤　佳弘
１　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１４４号
佐賀県武雄市朝日町大字甘久2801番地　市営朝日住宅１号
債務者　藤川　広江
１　決定年月日時　平成26年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第１５１号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦1071番地２、前住所佐賀県伊万里市立花町1038番地68
債務者　藤　　泰子（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成26年12月25日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで佐賀地方裁判所武雄支部

平成２６年（フ）第９０号
佐賀県唐津市山本631番地
債務者　新　　初代
１　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第９１号
佐賀県唐津市相知町相知457番地18　緑山市営住宅第１棟406号
債務者　原　一二三
１　決定年月日時　平成26年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第３２９号
大分市都町３丁目７番８号　ボスコ堀川301、申立時の住所大分市大字下郡1716番地の６アドバンス21岩田町711
債務者　花本　　茂
１　決定年月日時　平成26年12月26日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月26日まで大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２２号
福島県郡山市安積４丁目290番地　パーク西宿Ａ201号
債務者　増子　　孝
１　決定年月日時　平成26年12月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年２月27日まで福島地方裁判所郡山支部破産係